



家事調停委員

RECRUITING GUIDE

～「静岡家庭裁判所」では家事調停委員にふさわしい方を探しています～

● 調停委員とは

調停委員とは、裁判官などと共に調停委員会のメンバーとして、当事者双方の話し合いの中で合意をあっせんして紛争の解決に当たる**非常勤の国家公務員**です。調停は、どちらの当事者の言い分が正しいかを決めるものではないので、調停委員は、当事者と一緒に紛争の実状に合った解決策を考えるために、**当事者の言い分や気持ちを十分に聴いて**調停を進めていきます。

● 家事調停とは

調停とは、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

家事調停事件では、離婚や夫婦関係の円満調整、親権者の変更、養育費の請求、婚姻費用の分担、遺産分割などを扱います。

● 身分・任期等

1 身分 非常勤の国家公務員

※毎日裁判所に出勤するのではなく、自分が担当することとなった調停事件の処理のために必要な限度で職務を行うので、**仕事などがある人でも経験を生かして調停に携わることができます。**

2 任期 2年（再任あり）

3 年齢資格 原則として40歳以上70歳未満

※調停に一般市民の良識を反映させるため、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識を持つ人の中から選ばれます。

4 手当・旅費等 裁判所の決定に従って支給

● 応募方法等

1 応募方法 静岡家庭裁判所総務課窓口で交付している応募書類を提出してください。

2 選考 半年ごと（4月任命、10月任命）に行っています。

応募後に選考を行います。選考の結果、任命されないことがあります。

※詳細は電話でお尋ねください。担当 静岡家庭裁判所総務課庶務係 054-273-8724

当事者の抱える問題を自分の問題として解決に努めようという**熱意**のある方をお待ちしています！